

白 指 審 第 1 2 号

平成 2 4 年 1 1 月 2 日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市指定管理者選定審査会

会 長 手島 茂樹



指定管理者の候補者の選定について(答申)

平成 2 4 年 8 月 3 1 日付け白財第 2 0 0 号で諮問のありました
このことについて、別紙のとおり答申します。



1. 指定管理者の候補者の選定について

平成24年8月31日付け白財第200号で諮問のあった4施設について、第1次審査、第2次審査（一部は省略）及び総合審査により公正かつ慎重に審査した結果、指定管理者の候補者を次のとおり選定しました。

番号	施設 の 名 称	指定管理者の候補者の名称等	指定期間
1	白井市青少年女性センター 白井市老人福祉センター 白井市福祉作業所 (一括)	白井市復1123 社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 会長 岩本 忠司	平成25年 4月 1日 ～ 平成28年 3月31日
2	白井市障害者支援センター	白井市根200番地37 NPO法人フラット 理事長 林 晃弘	平成25年 4月 1日 ～ 平成30年 3月31日
3	白井市西白井複合センター ・白井市西白井公民館 ・白井市西白井児童館 ・白井市西白井老人憩いの家 (一括)	東京都豊島区池袋三丁目1番 2号 光文社ビル6F 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表理事 藤田 徹	平成25年 4月 1日 ～ 平成28年 3月31日
4	白井市桜台センター ・白井市桜台公民館 ・白井市桜台児童館 (一括)	白井市復1586番地の2 合同会社しろい光夢辿 代表社員 築城 みゆき	平成25年 4月 1日 ～ 平成28年 3月31日

2. 審査方法等

当選定審査会は、新たな委員により、平成24年6月19日に第1回会議を開催し、7月27日の第2回会議で審査手順を決定するなど本年度の審査に向け準備を行うとともに、市長からの諮問を受け8月31日、9月21日、9月28日、10月12日及び10月19日の5回にわたり審査を行いました。

審査に当たっては、現地視察を行い、施設の設置目的や運営状況等の把握に努めるとともに、各施設の設置管理条例が定める指定の基準に沿って、あらかじめ審査会で決定した審査手順、審査票により、市民サービスの向上を重点に経費の節減効果を加味しながら、公正かつ慎重に審査を行いました。

具体的には、公募の2施設については、第1次審査で、各応募団体から提出のあった事業計画書の提案内容について、施設管理所管課から概要説明を受けたうえで、項目ごとに市が求めた内容を満たしているか、提案内容の実現可能性はあるか等を中心に審査を行うとともに、各応募者間の比較も行いながら公正でバランスの取れた審査に努めました。

また、他市等において指定管理者の経営破たんによる指定の解除・辞退等が見受けられるため、長期にわたり継続して安定的に管理を行える候補者を選定することが重要との認識から、特に各応募者の財務状況については、慎重に審査した

ところ です。

第2次審査では、応募者からの概要説明の後ヒアリングを行い、第1次審査を補完する形で審査を行いました。

総合審査では、第2次審査までの審査結果を基に総合的な視点から審査結果の確認を行い、サービス等の最低基準点数、財務状況の最低基準点数を上回った団体を指定管理者の候補者として選定しました。

その結果、各施設とも2団体の応募がありましたが、第1次審査通過団体が1団体ずつであったため、第2順位以降の候補者はありません。

次に、一者指名の2施設については、応募者が現在の指定管理者であり、毎年の管理状況等についてもモニタリング結果報告を受けていること等から第2次審査を省略し、第1次審査に応募者の出席を求め、現在までの管理状況も踏まえヒアリングを実施し、慎重な審査に努めました。総合審査では総合的な視点から審査結果の確認を行い、その結果サービス等の最低基準点数及び財務状況の最低基準点数を上回ったことから、応募者を指定管理者の候補者として選定しました。

3. 総評

本年度の審査は、審査項目が多く審査に時間を要する複合施設3施設を含む4施設となりましたが、一者指名の施設が2施設、公募の2施設についても応募者がそれぞれ2団体と少なかったことから、審査に関する審査会については当初の予定より少ない5回の開催となりました。

応募団体については、現在、審査施設の指定管理者となっている団体や、他施設の指定管理者など、市内で実績のある団体が多かったことから、モニタリング結果報告など、現在までの管理状況等についても加味し、慎重な審査を行いました。

また、価格評価については、現状の減額率に着目した固定式の評価方法では、応募者による価格面での努力が評価されにくいことから、固定式の評価方法に加え、最低提案額に着目した変動式の評価方法を加えて評価を行うこととするなど審査手順の改正を行ったうえで審査を実施しており、適切な候補者の選定が行えたものと考えています。

個別の審査結果・意見については、別添の指定管理者候補者選定審査票のとおりです。

そのほか、審査を通して明らかになった今後の主な課題や意見等を列記します。

- (1) 類似施設の運営実績に関する審査項目において実績がないと得点が0点となり、他の審査項目と比較し大きな点差となります。このことが新規参入を目指す者にとって、大きな障害となるため、審査の方法等については検討の必要があると考えます。
- (2) 今回審査した桜台センターは、指定期間の満了に伴う更新に際し、現在の指定管理者から新しい指定管理者に交替する初めての施設となります。

桜台センターは、利用する市民も多いことから、指定管理者の交替により一時的にでもサービスの低下を来さないよう、候補者と現在の指定管理者の引継が円滑に行われるよう、市としても十分な調整・指導等を行うよう求め

ます。

- (3) 資格審査で税関係の証明書の提出の指示の仕方が施設によって違いが見られたので、今後統一を図るよう求めます。

また、提出された事業計画書等の記載誤りが多数見受けられましたので、十分な事前確認を行うよう求めます。

- (4) 労働関係法令の順守については、申請段階で誓約書の提出を義務付け、モニタリングの段階では、市の所管課職員による「業務の実施状況確認表」に基づく年2回の現地調査が行われていますが、適正な労働条件の実効性の確保に係る一連の業務は、専門知識を持った人材による調査が不可欠です。

モニタリングにおける社会保険労務士による労働条件の点検を行う取り組みが他自治体で進められています。

白井市においても社会保険労務士による「労働条件審査」の導入について検討する必要があると考えます。

審査や募集のあり方については、上記のとおり検討・改善の余地があります。

審査会としましてもより適切な審査に努めて参りますので、市におきましても審査を通して明らかになった事項等についてさらに改善を進め、市民ニーズに対応した質の高いサービスの提供に努められるよう要望します。

また、指定管理者による適切な管理運営が行われるよう、指定管理者の管理状況について注視してまいりたいと考えます。

白井市指定管理者選定審査会	会 長	手島	茂樹
〃	副会長	志村	善明
〃	委 員	武田	良昭
〃	委 員	中村	順子
〃	委 員	松山	豊
〃	委 員	宇井	隆浩

青少年女性センター・老人福祉センター・福祉作業所指定管理者候補者選定審査票

1/2

選定基準	審査項目	候補者		
		社会福祉法人白井市社会福祉協議会		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の 平等な利用を確保し、サービスの向上が図 られるものであること (平等利用・公共性)	[各施設の連携について] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	33		
	[青少年女性センター] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	31		
	[老人福祉センター] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	31		
	[福祉作業所] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	32		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の 平等な利用を確保し、サービスの向上が図 られるものであること (サービス向上)	[青少年女性センター] ・市民サービスの向上方法について (基準点数:5点×5人=25点)	30		
	[老人福祉センター] ・市民サービスの向上方法について (基準点数:5点×5人=25点)	30		
	[福祉作業所] ・市民サービスの向上方法について (基準点数:5点×5人=25点)	33		
	[青少年女性センター] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数:5点×5人=25点)	31		
	[老人福祉センター] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数:5点×5人=25点)	31		
	[福祉作業所] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数:5点×5人=25点)	31		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を 最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が 図られるものであること (効用発揮)	[青少年女性センター] ・自主事業の実施計画について (基準点数:5点×5人=25点)	33		
	[老人福祉センター] ・自主事業の実施計画について (基準点数:5点×5人=25点)	33		
	[福祉作業所] ・自主事業の実施計画について (基準点数:5点×5人=25点)	33		
	[3施設一括] ・緊急時の対応について (基準点数:5点×5人=25点)	33		
	[青少年女性センター]・利用促進の仕方について (基準点数:5点×5人=25点)	31		
	[老人福祉センター]・利用促進の仕方について (基準点数:5点×5人=25点)	31		
	[福祉作業所]・利用促進の仕方について (基準点数:5点×5人=25点)	31		
	[青少年女性センター]・利用料金の額について (基準点数:5点×5人=25点)	35		
	[老人福祉センター]・利用料金の額について (基準点数:5点×5人=25点)	29		
	[福祉作業所]・利用料金の額について (基準点数:5点×5人=25点)	29		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を 最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が 図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・管理運営経費の節減方法について (基準点数:5点×5人=25点)	29		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う 能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・申請者について (基準点数:5点×5人=25点)	32		

青少年女性センター・老人福祉センター・福祉作業所指定管理者候補者選定審査票

2/2

選定基準	審査項目	候補者		
		社会福祉法人白井市社会福祉協議会		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・類似施設の運営実績について (基準点数:5点×5人=25点)	32		
	[3施設一括] ・施設、設備の維持管理について (基準点数:5点×5人=25点)	29		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	[青少年女性センター・老人福祉センター] ・管理体制について (基準点数:5点×5人=25点)	29		
	[福祉作業所] ・管理体制について (基準点数:5点×5人=25点)	29		
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	[3施設一括] ・個人情報の保護について (基準点数:5点×5人=25点)	29		
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	[3施設一括] ・関係法令について (基準点数:5点×5人=25点)	29		
サービス等の評価点数 [基準点数 28項目×5点×5人=700点]		869		

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・指定管理料の提案額について	29		
	[3施設一括] ・指定管理料の妥当性・実現可能性について	44		
価格評価点数		73		

総評価点数	942		
-------	-----	--	--

審査会の意見の概要	青少年女性センター、老人福祉センター及び福祉作業所は、青少年の健全育成、女性の社会活動の促進、高齢者や障害者等の福祉の向上を目的に、平成元年4月に複合施設として開設されたもので、福祉作業所については開設時の平成元年度から、青少年女性センター及び老人福祉センターについては平成8年度から、地方自治法の管理委託制度により市の社会福祉協議会が管理を行ってきました。 平成18年9月から指定管理者制度に移行した際も、引き続き社会福祉協議会が指定管理者に指定され、平成21年度の指定期間満了に伴い再指定を受け、現在まで、3施設を一体的に管理運営してきましたが、指定管理期間が平成24年度で満了することから、これまでも適切な管理を行ってきた「社会福祉法人白井市社会福祉協議会」による管理運営が望ましいとして、市から1者指名を受けて申請されたものです。 審査会では、市がこれまでの管理者を継続して指名したものであることや管理状況について毎年度終了後に報告を受けていることなどから、第2次審査を省略し、第1次審査・総合審査により審査を行いました。 その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回ったことから「社会福祉法人白井市社会福祉協議会」を青少年女性センター、老人福祉センター及び福祉作業所の指定管理者の候補者として決定しました。 〔候補者の主な選定理由〕 ① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応の提案から、当該施設の設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること ② 各施設の自主事業の提案や青少年女性センターの利用料金減額の提案などから、施設の効用を発揮した効果的・効率的な管理が期待できること ③ 団体の財務状況やこれまでの管理実績、維持管理及び管理体制の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること
-----------	---

障害者支援センター指定管理者候補者選定審査票

1/2

選定基準	審査項目	候補者		
		NPO法人 フラット		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の 平等な利用を確保し、サービスの向上が図 られるものであること（平等利用・公共性）	・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×6人=30点)	37		
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の 平等な利用を確保し、サービスの向上が図 られるものであること（サービス向上）	・市民サービスの向上方法について (基準点数:5点×6人=30点)	41		
	・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数:5点×6人=30点)	43		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を 最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が 図られるものであること（効用発揮）	・サービス内容(自主事業)の実施計画について (基準点数:5点×6人=30点)	41		
	・災害時・緊急時の対応について (基準点数:5点×6人=30点)	38		
	・利用促進の仕方について (基準点数:5点×6人=30点)	42		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を 最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が 図られるものであること（経費節減）	・管理運営経費の節減方法について (基準点数:5点×6人=30点)	38		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う 能力を有するものであること（物的要件）	・申請者について (基準点数:5点×6人=30点)	36		
	・類似施設(事業)の運営実績について (基準点数:5点×6人=30点)	43		
	・施設、設備の維持管理について (基準点数:5点×6人=30点)	35		
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う 能力を有するものであること（人的要件）	・管理体制(職員の配置・研修計画等)について (基準点数:5点×6人=30点)	35		
(4)関係法令等を遵守するものであること （個人情報保護）	・個人情報の保護について (基準点数:5点×6人=30点)	37		
(4)関係法令等を遵守するものであること （その他の関係法令等）	・制度理解について (基準点数:5点×6人=30点)	45		
サービス等の評価点数〔基準点数 13項目×5点×6人=390点〕		511		
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効 用を最大限に発揮させ、かつ、効率的 （経費節減）	・指定管理料の提案額について	0		
	・指定管理料の妥当性・実現可能性について	28		
価格評価点数		28		

総 評 価 点 数		539		
審査会の意見の概要 障害者支援センターは、障害のある方が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう市内における支援体制の充実を図るため、平成22年度に開設された施設です。 障害者支援センターは、開設当初から現指定管理者であるNPO法人フラットによる管理運営が行われてきましたが、平成24年度で指定期間が満了することから、施設を利用する障害者やその関係者との信頼関係があり、実情をよく理解している現指定管理者のNPO法人フラットによる継続的な管理が望ましいとして、市から1者指名を受けて申請されたものです。 審査会では、市がこれまでの管理者を継続して指名したものであることや、管理状況について毎年度終了後に報告を受けていることなどから、第2次審査を省略し、第1次審査・総合審査により審査を行いました。 その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回ったことから「NPO法人フラット」を障害者支援センターの指定管理者の候補者として決定しました。 〔候補者の主な選定理由〕 ① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応の提案から、制度についてもよく理解しており、当該施設の設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること ② 自主事業の提案や利用促進の提案などから、施設の効用を発揮した効果的・効率的な管理が期待できること ③ 団体の財務状況やこれまでの管理実績、維持管理及び管理体制の提案などから、安定した管理を行う能力を有していると認められること ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、全体として適切な管理運営が期待できること				

西白井複合センター(西白井公民館・西白井児童館・西白井老人憩いの家)指定管理者候補者選定審査票

1/2

選定基準	審査項目	候 補 者				その他の団体
		特定非営利活動法人 ワークスコープ				B
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	[複合施設] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	32				(26)
	[公民館] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	28				(25)
	[児童館] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	29				(27)
	[老人憩いの家] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×5人=25点)	28				(27)
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	[公民館] ・市民サービスの向上方法について (5点×5人=25点)	30				(23)
	[児童館] ・市民サービスの向上方法について (5点×5人=25点)	30				(23)
	[老人憩いの家] ・市民サービスの向上方法について (5点×5人=25点)	30				(23)
	[公民館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×5人=25点)	31				(25)
	[児童館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×5人=25点)	31				(24)
	[老人憩いの家] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (5点×5人=25点)	31				(24)
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	[公民館] ・自主事業の実施計画について (5点×5人=25点)	34				(19)
	[児童館] ・自主事業の実施計画について (5点×5人=25点)	34				(19)
	[老人憩いの家] ・自主事業の実施計画について (5点×5人=25点)	34				(19)
	[3施設一括] ・緊急時の対応について (5点×5人=25点)	33				(24)
	[公民館] ・利用促進の仕方について (5点×5人=25点)	32				(21)
	[児童館] ・利用促進の仕方について (5点×5人=25点)	32				(21)
	[老人憩いの家] ・利用促進の仕方について (5点×5人=25点)	32				(20)
	[公民館] ・利用料金の額について (5点×5人=25点)	25				(25)
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・管理運営経費の節減方法について (5点×5人=25点)	28				(23)
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・申請者について (5点×5人=25点)	32				(25)

西白井複合センター(西白井公民館・西白井児童館・西白井老人憩いの家)指定管理者候補者選定審査票

2/2

選定基準	審査項目	候補者				その他の団体
		特定非営利活動法人 ワーカーズコープ				B
(3)事業計画書に沿った管理を安定して 行う能力を有するものであること (物的要件)	[3施設一括] ・類似施設の運営実績について (5点×5人=25点)	31				(5)
	[3施設一括] ・市内での市民活動の実績及びその活用 について (5点×5人=25点)	32				(26)
	[3施設一括] ・施設、設備の維持管理について (5点×5人=25点)	31				(26)
(3)事業計画書に沿った管理を安定して 行う能力を有するものであること (人的要件)	[3施設一括] ・管理体制について (5点×5人=25点)	31				(24)
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	[3施設一括] ・個人情報の保護について (5点×5人=25点)	28				(25)
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	[3施設一括] ・関係法令について (5点×5人=25点)	25				(25)
サービス等の評価点数 [基準点数 26項目×5点×5人=650点]		794				(594)

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効 用を最大限に発揮させ、かつ、効率的 な管理が図られるものであること (経費節減)	[3施設一括] ・指定管理料の提案額について	3.5				(29)
	[3施設一括] ・指定管理料の妥当性・実現可能性について	37				(32)
価格評価点数		40.5				(61)

総 評 価 点 数	834.5				(655)
-----------	-------	--	--	--	-------

審査会の意見の概要

西白井複合センターについては、平成22年度から指定管理者制度に移行し平成24年度で指定期間が満了となるため公募により指定管理者の募集が行われたものです。
審査会では、応募のあった2団体について第1次審査を行ったところ、サービス等の評価点数の合計が最低評価基準を上回った1団体を第1次審査通過団体とし、当該団体について第2次審査・総合審査を行いました。
その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回った「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」を西白井複合センターの指定管理者の候補者として決定しました。

〔候補者の主な選定理由〕

- ① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること
- ② 自主事業の提案をはじめ、緊急時の対応などから、施設の効用を発揮した効果的・効率的な管理が期待できること
- ③ 現在、西白井複合センターの指定管理者であり、当市の公民センター・勤労青少年ホーム、白井駅前センター、桜台センターの指定管理業務の実績があり、団体の財務状況、管理体制の提案などから安定した管理を行う能力を有していると認められること
- ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること

〔付帯意見〕

候補者となった「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」は、現在、西白井複合センターの指定管理者として良好な管理運営を行っています。が、平成23年度のモニタリングでは、苦情対応等に改善の必要性が指摘されていたことから、ヒアリングで改善の状況や今後の方針等についても確認を行いました。

市民と直接接する窓口として、苦情等について今後、適切な対応を図ること、当市において複数の複合施設を管理運営する指定管理者として、画一的なサービスとならないよう西白井複合センターの地域特性などに応じた管理運営を行うとともに、自ら管理する各施設間相互においても切磋琢磨し、より一層、市民サービスの向上に努めるよう指摘しました。

* 申請団体Bについては、第2次審査を実施していないため、第1次審査までの点数を参考に()書きで示しています。

桜台センター(桜台公民館・桜台児童館)指定管理者候補者選定審査票

1/2

選定基準	審査項目	候補者			その他の団体
		合同会社 しろい光夢迪			B
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (平等利用・公共性)	[複合施設] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×6人=30点)	35			(28)
	[公民館] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×6人=30点)	35			(32)
	[児童館] ・管理運営の基本方針について (基準点数:5点×6人=30点)	35			(33)
(1)事業計画書による施設の管理が、市民の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること (サービス向上)	[公民館] ・市民サービスの向上方法について (基準点数:5点×6人=30点)	37			(29)
	[児童館] ・市民サービスの向上方法について (基準点数:5点×6人=30点)	36			(30)
	[公民館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数:5点×6人=30点)	35			(32)
	[児童館] ・利用者ニーズの把握方法と対応について (基準点数:5点×6人=30点)	35			(32)
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (効用発揮)	[公民館] ・自主事業の実施計画について (基準点数:5点×6人=30点)	39			(32)
	[児童館] ・自主事業の実施計画について (基準点数:5点×6人=30点)	38			(34)
	[2施設一括] ・緊急時の対応について (基準点数:5点×6人=30点)	38			(31)
	[公民館] ・利用促進の仕方について (基準点数:5点×6人=30点)	35			(30)
	[児童館] ・利用促進の仕方について (基準点数:5点×6人=30点)	35			(30)
	[公民館] ・利用料金の額について (基準点数:5点×6人=30点)	40			(31)
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	[2施設一括] ・管理運営経費の節減方法について (基準点数:5点×6人=30点)	33			(33)
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (物的要件)	[2施設一括] ・申請者について (基準点数:5点×6人=30点)	31			(35)
	[2施設一括] ・類似施設の運営実績について (基準点数:5点×6人=30点)	35			(0)
	[2施設一括] ・市内での市民活動の実績及びその活用について (基準点数5点×6人=30点)	32			(29)
	[2施設一括] ・施設、設備の維持管理について (基準点数:5点×6人=30点)	32			(31)
(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること (人的要件)	[2施設一括] ・管理体制について (基準点数:5点×6人=30点)	35			(33)
(4)関係法令等を遵守するものであること (個人情報保護)	[2施設一括] ・個人情報の保護について (基準点数:5点×6人=30点)	32			(33)

桜台センター(桜台公民館・桜台児童館)指定管理者候補者選定審査票

2/2

選定基準	審査項目	候補者				その他の団体
		合同会社 しろい光夢迎				B
(4)関係法令等を遵守するものであること (その他の関係法令等)	〔2施設一括〕 ・関係法令について (5点×6人=30点)	31				(31)
サービス等の評価点数〔基準点数 21項目×5点×6人=630点〕		734				(629)
(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること (経費節減)	〔2施設一括〕 ・指定管理料の提案額について	0				(43.2)
	〔2施設一括〕 ・指定管理料の妥当性・実現可能性について	39				(41)
	価格評価点数	39				(84.2)
総評価点数		773				(713.2)
審査会の意見の概要						
桜台センターについては、平成22年度から指定管理者制度に移行し平成24年度で指定期間が満了となるため公募により指定管理者の募集が行われたものです。 審査会では、応募のあった2団体について第1次審査を行い、サービス等の評価点数の合計が最低評価基準を上回った1団体を第1次審査通過団体とし、第2次審査・総合審査を行いました。 その結果、当審査会は、サービス等の評価点数が最低評価基準を上回った「合同会社しろい光夢迎」を桜台センターの指定管理者の候補者として決定しました。 〔候補者の主な選定理由〕 ① 管理運営の基本方針や市民サービスの向上方法、利用者ニーズの把握方法と対応などの提案から、公の施設として当該施設の設置目的をよく理解した上で、平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること ② 自主事業の提案をはじめ、緊急時の対応などから、施設の効用を発揮した効果的・効率的な管理が期待できること ③ 市の白井コミュニティセンター・白井児童館の指定管理業務の実績があり、団体の財務状況、管理体制の提案などから安定した管理を行う能力を有していると認められること ④ 市が必要としている基準点数を上回る得点であり、施設全般にわたり適切な管理運営が期待できること 〔付帯意見〕 桜台センターは、現在の指定管理者である「特定非営利活動法人ワーカーズコープ」が同一事業者が管理できる市内の複合施設数が3施設までに制限されていることから申請がなかったため、新規の事業者による管理運営に変更になります。このため、引継方法等についてはヒアリングで十分確認を行いました。 候補者には、指定管理者の変更により、一時的にでも市民サービスの低下することのないよう円滑な引き継ぎを行うよう指摘しました。 また、候補者は白井コミュニティセンター・白井児童館の指定管理者として良好な管理運営実績がありますが、桜台センターはコミュニティセンターとは異なり、教育施設である公民館が設置されていることから、施設の設置目的や地域特性を踏まえた管理運営を行い、より一層、市民サービスの向上を図るよう指摘しました。						

* 申請団体Bについては、第2次審査を実施していないため、第1次審査までの点数を参考に()書きで示しています。

1. 第1回会議《平成24年6月19日(火)》出席委員 5名
 - (1) 審査手順の確認
 - (2) 今後のスケジュール確認
 - (3) 審査予定施設の現地視察
(西白井複合センター、障害者支援センター、桜台センター、
青少年女性センター・老人福祉センター・福祉作業所)
2. 第2回会議《平成24年7月27日(金)》出席委員 6名
 - (1) 非公募施設の審査方法の決定
 - (2) 審査手順の決定
 - (3) 今後のスケジュール確認
3. 第3回会議《平成24年8月31日(金)》出席委員 6名
 - (1) 諮問文の配布
 - (2) 募集・申請状況の報告
 - (3) 審査票の決定(当日審査分)
 - (4) 青少年女性センター・老人福祉センター・福祉作業所指定管理者の候補者の選定(第1次審査・総合審査)
 - (5) 今後のスケジュール確認
4. 第4回会議《平成24年9月21日(金)》出席委員 6名
 - (1) 審査票の決定(当日審査分)
 - (2) 障害者支援センター指定管理者の候補者の選定(第1次審査・総合審査)
 - (3) 今後のスケジュール確認
5. 第5回会議《平成24年9月28日(金)》出席委員 5名
 - (1) 審査票の決定(当日審査分)
 - (2) 西白井複合センター指定管理者の候補者の選定(第1次審査)
 - (3) 西白井複合センターの第1次審査通過団体の決定
 - (4) 今後のスケジュール確認
6. 第6回会議《平成24年10月12日(金)》出席委員 6名
 - (1) 審査票の決定(当日審査分)
 - (2) 桜台センター指定管理者の候補者の選定(第1次審査)
 - (3) 桜台センターの第1次審査通過団体の決定
 - (4) 今後のスケジュール確認
7. 第7回会議《平成24年10月19日(金)》出席委員 6名
 - (1) 西白井複合センター指定管理者の候補者の選定(第2次審査)

- (2) 桜台センター指定管理者の候補者の選定 (第2次審査)
- (3) 西白井複合センター指定管理者の候補者の選定 (総合審査)
- (4) 桜台センター指定管理者の候補者の選定 (総合審査)
- (5) 答申について
- (6) 今後のスケジュール確認

8. 第8回会議《平成24年11月2日(金)》出席委員 6名

- (1) 答申について

9. 答 申《平成24年11月2日(金)》